

健生食輸発0808第1号  
令和7年8月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ねぎのアトラジン及び未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のクロルピリホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年8月4日付け健生食輸発0804第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ねぎ及び未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

##### 1. 別表第2から削除

- ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス

##### 2. 別表第3から削除

- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアトラジン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO YINXINGJIA FOODS CO., LTD.」であるものに限る。)